

【盗難通帳等による信託財産の不正払戻し被害の補償に関する方針】

1. (方針の適用範囲等)

- (1) この方針は、個人の信託取引に適用されます。
- (2) この方針は、盗難された通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を用いて信託財産の不正な払戻し(償還・買取・解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合の取扱いについて定めるものです。

2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、受益者は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・収益に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、受益者および当社が認めた信託関係者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが委託者または受益者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを受益者または当社が認めた信託関係者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・収益に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であることおよび委託者または受益者に過失(重大な過失を除く)があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項①にかかる当社への通知が、この通帳等が盗難された日(通帳等が盗難された日が明らかでないときは、当該払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが委託者または受益者の重大な過失により行われたこと
 - B. 当該払戻しが受益者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 当該払戻しが委託者、委託者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - D. 受益者および当社が必要と認めた信託関係者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が当該信託財産について受益者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、受益者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、同様とします。
- (6) 当社が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該信託財産にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して受益者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権およびその他の権利を取得するものとします。